

ならず、かつ、実質的にも社員の権利に極めて重大な結果をもたらす定款変更が「持ち回り」などによって認められるべきでないことは明らかである。

(2) 本件定款変更は、原告だけでなく、合名会社にも重大な影響を及ぼすものである。

すなわち、合名会社の出資額は五〇〇〇万円であるところ、本件定款変更がなされれば、同社の有する時価数十億円相当の出資持分が額面である五〇〇〇万円の価値しか有しないものとなってしまふ。

そして、合名会社は、営利を目的とする社団であるから、時価数十億円の価値のある資産を何らの対価もなく五〇〇〇万円の価値しかないものにしてしまふのは、明らかに営利の目的に反するものであつて、同社の目的の範囲外の行為であるところ、合名会社が会社の目的の範囲外の行為を行うには該社員の同意が必要である。

ところが、合名会社が本件定款変更の決議に賛成するについて、同社の総社員の同意は存在しない。

したがって、平成八年五月二〇日の定時総会において、合名会社の代表者として賛成（同意）の意思表示をしたとしても無効であり、出資持分の約八割を占める同社の賛成の意思表示が無効である以上（出席者の三分の二以上の同意という旧定款三〇条但書の要件も欠くことになる。）、右決議自体も無効となる。

(3) 被告は、平成八年六月一二日の午後七時から午後七時四〇分までの間、被告理事長室で、議決権を有する社員及び役員一六名の出席のもと、社員総会を開き、その社員総会において定款変更決議を行ったとの内容の虚偽の申請を行ったものである。

東京都知事は、医療法五〇条二項に基づき、被告の定款変更手続が法令又は定款に違反していないかどうかを審査した上で、これを認可した

ものであるが、これは、被告の申請した右の内容の手続が法令又は定款に違反しないものとして認可したものである。

しかし、実際には、定款所定の招集手続はおろか、右の日時場所には員が集まった事実さえ存在しなかったのであるから、認可手続の対象となつた定款変更手続が存在しないことになり、東京都知事による認可は無効であつて、本件定款変更の効力は生じないというほかない。

(二) 被告の主張

(1) 被告の定款については、平成八年六月二日に本件定款変更があり、本件定款変更による変更後の定款（以下「新定款」という。）九条は、社員が出資持分の払戻請求をなし得る額は出資額を限度とする旨規定している。

本件定款変更は、まず平成八年五月二〇日に開催された被告の定時総会において承認可決された。右同日までの被告の社員は、

弟である：（以下「一」という。）及び： 合名会社の三

名であり、同総会には、社員兼 合名会社代表者として「」が出席したが、……は欠席した。また、同総会においては、新たに「」及び「」の六名が社員

となることが承認された。同総会の議事録には、出席者全員の署名押印（合名会社の代表者としての「」の署名押印を含む。）がされた。

右総会における決議に基づき、東京都に対する定款変更の認可申請手続を進めていたところ、東京都は、営利法人は医療法人社団の社員たり得ないとの解釈を示し、被告に対し、 合名会社を除く個人社員全員の承諾を取り付けるように指示した。

そこで、被告は、いわゆる持ち回り決議の方式により、平成八年六月一二日付で、 合名会社及び「」を除く社員七名の署名押印を

得て、社員総会議事録を作成した。 については、右持ち回り決議が平成八年五月二〇日の定時総会における承認を踏襲した経緯があり、同人が右定時総会に欠席していたことから、個別の同意書を作成し、署名押印を得た。その上で、東京都に対し、定款変更の認可申請書に右議事録との同意書の写しを添付して認可申請をした。

なお、被告は、念のため、本件定款変更についての合名会社の同意書を得て、右認可申請に当たり、これを添付した。

右認可申請については、平成八年六月二〇日に東京都知事の認可が得られ、同月二一日付けで定款変更の効力が生じた。

すなわち、本件定款変更については、まず平成八年五月二〇日の定時総会において合名会社を含む社員総会の決議があり、これを踏

まえて、改めて社員全員の個別承認を得たものである。

- (2) 原告は、本件定款変更の手段につき、平成八年五月二〇日の定時総会における合名会社の賛成の意思表示は同社の目的外の行為であつて無効であるとの主張をする。

しかし、医療法は、営利を目的として病院等を開設しようとする者に対しては許可を与えないことができる」と規定し（同法七条四項）、医療法人の業務の範囲を定めて商行為を行うことを禁止し（同法四二条）、剰余金の配当を禁止する（同法五四条）など、医療法人の営利性を明確に否定している。

そして、医療法人の非営利性の原則からすれば、株式会社、有限会社などの営利法人は医療法人の社員とはなり得ない。営利法人が社員となつて医療法人の運営を通じて利益追求をするおそれがあり、医療法上定められた医療法人の非営利性が損なわれるおそれがあるからである。

これについては、厚生省の行政解釈においても明らかにされている。したがって、商法上の会社である合名会社は被告の社員とは

なり得ず、同社は本件定款変更についての議決権を有しないから、合名会社の賛成の意思表示が同社の目的外の行為であるとの主張は失当である。

(3) 原告は、被告の本件定款変更につき、持ち回り方式による決議は無効であるとの主張をする。

しかし、旧定款三五条（新定款二九条と同じ）には、民法六四条と同様、社員総会の決議について、あらかじめ通知のあった事項については書面決議も可能である旨が定められており、また、これを禁じる格別の規定はない。総会が開催された場合の定足数の定めは、書面決議を禁じる格別の規定とはいえない。

また、本件定款変更の認可申請書に添付した社員総会の議事録には、合名会社の署名押印を取り付けていないが、本件定款変更に関する同社の実質的同意は、平成八年五月二〇日の定時総会で確認されて

50。

さらに、本件定款変更は、社員全員の総意であったこと、平成八年五月二〇日の新社員加入までの社員数は二名であり、被告が極めて人的色彩の強い法人であったこと、被告の運営については、を中心に入社的に限られた一族によって行われてきたこと、本件定款変更は旧定款をよりいっそう医療法の趣旨に忠実なものとする正しい意図・目的に基づくものであること、このような積極的目的を有する定款変更が地方で対内的にも対外的にも格別の不都合を生じることはないこと等の事情にかんがみれば、本件定款変更が社員の持ち回りによる承認によってされたとしても、これを無効とすることは妥当でない。

したがって、本件定款変更には、合名会社を含めて全社員もしくは全出資者の同意があり、本件定款変更に関する持ち回り決議は有効であると解される。

(4) 原告は、平成八年六月一二日付けの議事録が、総会を開催して決議したとの内容になっていることをとらえて、虚偽の議事録に基づく虚偽の認可申請を行ったものであると主張するが、総会の開催態様（開催場所、日時、出欠状況等）に関する記述部分に事実と相違する点があっても、本件の事情のもとでは、当然に非難されるべきものとはいえず、本件定款変更が無効となるものではない。

第三 当裁判所の判断

一 争点1、2（旧定款、本件定款変更の効力）について

1 前記争いのない事実に加え、証拠（甲一四の一ないし三、乙二の一ないし七、三ないし五、七、八、一四の一、二二、三二）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

(一) 被告は、明治一二年に創立された 病院が、昭和三十一年に医療法人社団として法人化されたものである。

(二) 従来、医療法人の出資者が死亡して相続が発生した場合、その出資持分の評価において、その法人が有する含み純資産価値も評価される例が多く、広大な用地を有する病院が出資者の相続に伴う持分払戻請求によりその存立を脅かされかねないといったことがあり、 病院が敷地（賃貸借契約上の面積 坪。）につき借地権を有し、その資産価値が巨額であることから、 は、従来から自分の死後の 病院の存続を心配し、対策を検討していた。

(三) の次男であった （以下「 」という。）は、 の要請を受けて、昭和六一年一二月、それまで勤務していた を退職して 病院に入り、昭和六二年四月に被告の理事及び 病院の院長に就任した。

また、 は、平成六年、 に代わって被告の理事長に就任した。

(四) は、理事長就任後、病院の存続を望む の意思を受けて、出資の